

# 五日市憲法草案

## 深澤権八

「ふかさわ こんぱち」

1861~1890



深澤権八

深沢村(現在のあきる野市深沢)の豪農深澤名生の長男で文久元年(1861年)生まれ。明治9年(1876年)、15歳で村用掛(村長にあたる)をつとめ、19歳で学芸講談会の幹事となるなど、秋川谷自由民権運動の若き指導者であった。また、千葉卓三郎の最大の理解者であり、後援者でもあった。明治21年(1888年)神奈川県議員に選ばれたが、同23年(1890年)に29歳の若さで亡くなった。

## 千葉卓三郎

「ちば たくさぶろう」

1852~1883



千葉卓三郎の肖像画

嘉永5年(1852年)仙台藩士の子として生まれる。17歳で戊辰戦争に参加して敗北。様々な思想遍歴を経て、五日市勸能学校の教員となる。自由民権運動に積極的に参加し、五日市憲法草案を起草する。明治15年(1882年)結核が進行し、療養をはじめが同16年(1883年)31歳で亡くなった。

当時の私擬憲法草案の中でも条文が非常に多く、国民の権利を守る規定にその多くを割いていること、五日市地域の有力者や若者たちを中心に学習結社「五日市学芸講談会」を組織し、憲法に関する討論会や学習会を実施するなど、憲法草案起草に至るまでの経緯が分かることなどが評価され、東京都の有形文化財にも指定されている。



憲法草案発見当時(1968年)の深澤家土蔵

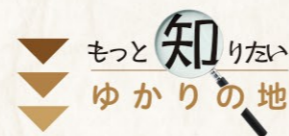
### 千葉卓三郎と深澤父子

千葉卓三郎は、嘉永5年(1852年)宮城県栗原郡伊豆野(現在の宮城県栗原市)で生まれる。旧仙台藩出身の卓三郎は戊辰戦争に敗れた後、様々な学習遍歴の末、明治13年(1880年)から五日市勸能学校(現在の五日市小学校の前身)で教師として勤務している。

学習結社「五日市学芸講談会」の活動を通じて五日市の自由民権運動に大きな影響を与えた。彼と共に活動し、援助をしたのが、深沢村の名主深澤名生とその長男権八親子である。

深澤家は八王子千人同心の株を持つ山林所有者で「東京ニテ出版スル新刊ノ書籍ハ、悉ク之ヲ購求シテ書庫ニ蔵シ」(『利光鶴松翁手記』)といわれるほど。蔵書は、商用などで上京した際に買い求められたと考えられる。

千葉卓三郎を始めとする「五日市学芸講談会」のメンバーはこれら



### 五日市憲法草案の碑 D3



あきる野市五日市 400 番地

「五日市憲法草案」を後世の人々に広く知ってもらうため、千葉卓三郎生誕地の宮城県志波姫町(発見当時、現在の栗原市)、活躍の地である五日市町(現在のあきる野市)、墓所のある仙台市(資福寺)の3か所に同時に設置された。

五日市中学校敷地の一角に建てられている。

の図書を読み合い、様々な学習会を行い、憲法や法律・政治について討論していた。

### 五日市学芸講談会

明治10年代に入ると、自由民権運動の盛り上がりとともに各地に「結社」といわれるグループが盛んに作られた。明治13年(1880年)設立の「五日市学芸講談会」もその一つ。

五日市における自由民権運動の中心的組織で、数十名の会員は五日市を中心に周辺の村々にも広がっていた。

卓三郎の憲法草案の起草につながる討論の場であった。



学芸講談会盟約

(参考文献)「多摩の人物伝」・「秋川流域人物伝」・「多摩のあゆみ」・「父が語る五日市人ものがたり」・「五日市憲法草案の碑」建碑誌」・「五日市憲法草案と深澤家文書」

### 五日市憲法草案

五日市憲法草案は、明治10年代の自由民権運動が盛んな時期に、全国各地で作られた私擬憲法草案(民間有志による私案の憲法)の一つ。

表題は日本帝国憲法、起草者は千葉卓三郎。明治14年(1881年)の起草と考えられる。全文204条からなり、和紙24枚に細やかな筆文字で清書されている。

昭和43年(1968年)にあきる野市(当時の五日市町)深沢にある深澤家の土蔵の中から、東京経済大学の色川大吉教授とゼミのメンバーによる文書調査によって発見された。

発見者は、起草者である千葉卓三郎の知識や資質が、五日市を中心とする地域の人々との交流や協力により磨かれ、五日市学芸講談会や学術討論会では様々な討論、検討がなされており、五日市の地域社会と切り離しては考えられないことから「五日市憲法草案」と名付けた。

日本帝国憲法 第一章 国体 第一節 天皇 第一條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第二條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第三條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第四條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第五條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第六條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第七條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第八條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第九條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第十條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第十一條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第十二條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第十三條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第十四條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第十五條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第十六條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第十七條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第十八條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第十九條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第二十條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第二十一條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第二十二條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第二十三條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第二十四條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第二十五條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第二十六條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第二十七條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第二十八條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第二十九條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第三十條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第三十一條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第三十二條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第三十三條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第三十四條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第三十五條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第三十六條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第三十七條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第三十八條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第三十九條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第四十條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第四十一條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第四十二條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第四十三條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第四十四條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第四十五條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第四十六條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第四十七條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第四十八條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第四十九條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第五十條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第五十一條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第五十二條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第五十三條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第五十四條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第五十五條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第五十六條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第五十七條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第五十八條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第五十九條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第六十條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第六十一條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第六十二條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第六十三條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第六十四條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第六十五條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第六十六條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第六十七條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第六十八條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第六十九條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第七十條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第七十一條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第七十二條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第七十三條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第七十四條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第七十五條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第七十六條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第七十七條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第七十八條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第七十九條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第八十條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第八十一條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第八十二條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第八十三條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第八十四條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第八十五條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第八十六條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第八十七條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第八十八條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第八十九條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第九十條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第九十一條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第九十二條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第九十三條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第九十四條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第九十五條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第九十六條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第九十七條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第九十八條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第九十九條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。 第一百條 天皇は神聖にして侵すべからざることを以てし、その地位は終身に在りて譲らざることを以てす。

草案原本

### 深澤家屋敷跡 C1



あきる野市深沢7番地ほか

深沢村の戸長、深澤名生・権八の屋敷跡。土蔵からは、明治の自由民権運動期に作られた私擬憲法草案「五日市憲法草案」が発見された。また、古文書と一緒に明治初期に発行された政治や法律に関する書籍が大量に発見されている。門・物置・土蔵は今も残っている。

### 五日市郷土館 D3



あきる野市五日市 920 番地 1 042-596-4069 9時30分~16時30分 月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始(12月27日~1月4日)

五日市地域の里のくらし、川のくらし等の様子をはじめ、黒八丈関係資料や考古資料を展示している。五日市憲法草案の関係資料である学芸講談会の開催通知や討論の題目を記したノートなど貴重な品々を見ることができる。